

飼養衛生管理基準の改正について

事務局の考え方

家畜衛生部会及び牛豚等疾病小委員会での議論
並びに都道府県畜産主務課からの主な指摘

I 家畜防疫に関する基本的事項

〔人に関する事項〕

1 家畜の所有者の責務

1 家畜の所有者は、**自らが**飼養する家畜について、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に対する責任を有している**事を自覚すること**。本基準の規定を踏まえ、**自らの**農場の防疫体制を構築するとともに、その防疫体制が確認できるよう、消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図を作成し、備えておくこと。農場の所在地域その他の関係者と協力して衛生管理の意識を高めるとともに、定期的に自らの農場の飼養衛生管理状況を点検し改善を図ることにより、本基準による家畜の衛生管理の実践に努めること。**関係法令を遵守するとともに、家畜保健衛生所が行う検査及び指導を受けること。**

・生産者が主体的に高い意識を持って取り組めるようにすることが大事。（家畜衛生部会）
・IT等を活用した衛生管理の評価制度など、農家が自ら利用できる自己点検の仕組みを参考とし工夫すべき。（家畜衛生部会）
・自衛防など地域全体で衛生管理の意識を高め、養豚農家どうしが最新の飼養衛生管理に関する情報を入手できる情報交換の場が必要。（家畜衛生部会）
・家畜保健衛生所の指導を受けることを義務として明示すべき。（都道府県）

2 家畜防疫に関する最新情報の把握等

2 **自らが**飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認し、家畜保健衛生所の指導等に従うこと。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省の**ホームページウェブサイト**の閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。**関係法令を遵守するとともに、家畜保健衛生所が行う検査を受けること。**

・自衛防など地域全体で衛生管理の意識を高め、養豚農家どうしが最新の飼養衛生管理に関する情報を入手できる情報交換の場が必要。（家畜衛生部会）
・特定家畜伝染病防疫指針等に合わせ、「ウェブサイト」との表現に統一すべき。（都道府県）

3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従業

3 次に掲げる事項を規定するマニュアルを作成すること。**マニュアル作成に当たっては、獣医師等専門家の意見を反映させる**

・マニュアル作成に当たっては、獣医師等専門家の関与が必要。（都道府県）

<p>員農場従事者等への周知徹底</p>	<p><u>こと。</u>農場従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守するよう、<u>当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講ずること。</u><u>家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を農場従事者に周知徹底すること。</u></p> <p>(1) <u>従業員農場従事者</u>が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項</p> <p>(2) 海外渡航時及び帰国後の注意事項</p> <p>(3) <u>海外からの肉製品の持ち込み（郵便物を含む。）に関する注意喚起</u></p> <p>(4) 場内への不適切物品の持ち込み禁止</p> <p>(5) <u>可能な限り工具、機材等を場内へ持ち込まないための取組</u></p> <p>(6) 持ち込む<u>工具、機材、食品等</u>の取扱</p> <p>(7) <u>猫など愛玩動物の飼育禁止</u></p> <p>(8) 農場における防疫のための更衣</p> <p>(9) <u>手指、靴、衣服、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒等の手順等に関する洗浄方法、消毒薬の種類及び作用時間、乾燥時間等</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 豚は飼養管理が複雑なため、ハード面だけではなくソフト面の対策が重要。（家畜衛生部会） ソフト面での穴を埋めるためには従業員教育の徹底が必要（家畜衛生部会） 関連業者の衛生管理対策が重要。（家畜衛生部会） 従業員のいない経営体もマニュアル作成の対象であることを明示すべき。（都道府県） 海外からの肉製品の持ち込み規則について従業員へ周知すべき。（都道府県） 工事関係者が入る際には、工具はできる限り農場のものを使用することが有効。（小委員会） 猫等の愛玩動物の管理区域内での飼育禁止について言及すべき。（小委員会） 洗浄・消毒措置について、交換できるものは交換し、消毒対応のものは事前の有機物除去の必要性を明示すべき。（小委員会）
<p>4 記録の作成及び保管</p>	<p>4 次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。</p> <p>(1) 衛生管理区域に立ち入った者（<u>家畜の所有者及び従業員当該農場従事者</u>を除く。）の氏名及び住所又は所属並びに当該衛生管理区域への立入りの年月日、その目的（目的にあっては、所属等から明らかな場合を除く。）及び消毒の実施の有無（車両を入れる者にあつては、当該車両の消毒の有無を含</p>	<ul style="list-style-type: none"> 関連業者の衛生管理対策が重要。（家畜衛生部会） 飼養衛生管理基準は何を遵守すべきか明らかにするため、細部まで明示することが必要。（家畜衛生部会）

<p>5 通報ルール作成等</p>	<p>む。消毒の実施の記録については、衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し、これに記入すること。）並びに当該立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した場合にあっては過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域名及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。</p> <p>(2) <u>家畜の所有者及び従業員農場従事者</u>が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国又は地域名</p> <p>(3) 導入した家畜の種類、頭数、健康状態、導入元の農場等の名称及び導入の年月日</p> <p>(4) 出荷又は移動を行った家畜の種類、頭数、健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称及び出荷又は移動の年月日</p> <p>(5) 飼養する家畜の頭数、月齢、異状の有無及び異状がある場合にあってはその症状並びに投薬その他の処置を行った場合にはその旨</p> <p><u>(6) 家畜保健衛生所、担当獣医師等からの農場指導の内容</u></p> <p>5 大規模所有者等（当該大規模所有者以外に管理者がある場合にあっては、当該大規模所有者及び管理者。以下同じ。）は、従業員が飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときにおいて、当該大規模所有者等の許可を得ず、直ちに家畜</p>	<p>・ 出入口以外の場所（事務所等）に台帳を設置する場合もある。（都道府県）</p> <p>・ 農場指導についても記録すべき。（都道府県）</p>
-------------------	---	--

<p>6 獣医師等の健康管理指導</p> <p>7 家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備</p>	<p>保健衛生所に通報すること旨及び連絡先を規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を全従業員に周知徹底すること。</p> <p>6 大規模所有者等は、農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家畜の健康管理について指導を受けること。</p> <p>7 家畜の所有者は、いのしし等の野生動物に家畜伝染病の病原体の感染が確認されている地域（対象地域は農林水産大臣が指定する。以下同じ「大臣指定地域」という。）において追加措置を講ずることとなる <u>1312</u>、<u>2420</u>、<u>2524</u> 及び <u>2726</u> について、平時からその取組内容を習熟しておくこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 家畜保健衛生所への通報のため連絡先を周知すべき。（都道府県） • 養豚場の規模の大小に応じた規制とすることが適切かよく検討すべき。（家畜衛生部会） • 飼養規模にかかわらず管理獣医師の確保を規定すべき。（小委員会） • 管理獣医師が基準の遵守状況を確認し、家畜保健衛生所に報告する等の取組を規定できるのではないか。（小委員会） • ハザードを決め、リスクを分析してリスクに応じたバイオセキュリティとすることが適切。（家畜衛生部会） • 発生地域も非発生地域も同様の基準で規制することが適切かどうか検討すべき。（家畜衛生部会） • 飼養衛生管理基準は平時における対応を基本とすべき。（家畜衛生部会） • 対象地域は簡潔な記載とすべき。（都道府県）
<p>〔飼養環境に関する事項〕</p> <p>8 衛生管理区域の設定</p>	<p>8 自らの農場に病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域の境界を柵等により明確に分かるように区分すること。衛生管理区域は、畜舎、家畜に直接接触する物品の保管場所及び家畜に直接接触した者が消毒並びに衣服及び靴の交換（畜舎ごとに行う消毒並びに衣服及び靴の交換を除く。）を行わずに行</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 飼養衛生管理基準は何を遵守すべきか明らかにするため、細部まで明示することが必要。（家畜衛生部会）

<p>9 放牧制限の準備</p> <p>10 埋却等の準備</p> <p><u>11 愛玩動物の飼育禁止</u></p>	<p>動する範囲の全てを網羅するとともに、<u>こと。出入口の数が必要最小限となり、家畜、資材、死体等の入出場の場所が可能な限り境界に位置するよう設定すること。衛生管理区域の出入口の数を必要最小限とすること。</u></p> <p>9 放牧の停止又は制限があった場合に家畜を飼養できる畜舎の確保又は出荷若しくは移動のための準備措置を講ずること。</p> <p>10 <u>法第 21 条の規定に基づく家畜の死体の処理に必要な埋却の用に供する土地(肥育豚等(月齢が満三月以上のものに限る。))一頭当たり〇・九平方メートルを標準とする。)</u>の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置を講ずること。</p> <p><u>11 衛生管理区域内では、猫等の愛玩動物の持ち込み及び飼育をしないこと。(愛玩動物の飼養を業務とする観光牧場等において、飼育場所を限定する場合を除く。)</u></p>	<p>・長文は修正して短文化すべき。(都道府県)</p> <p>・(農場へのウイルス侵入防止を徹底するなら)放牧を推奨している政策との整合性を整理すべき。(家畜衛生部会)</p> <p>・通常の死亡による死体ではなく、法令で定められた場合であることを明示すべき。(都道府県)</p> <p>・豚の用途を限定する必要はない。(都道府県)</p> <p>・猫等の愛玩動物の管理区域内での飼育禁止について言及すべき。(小委員会)</p>
<p>〔家畜に関する事項〕</p> <p><u>4112</u> 密飼いの防止</p>	<p><u>4112</u> 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。</p>	
<p>Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止</p> <p>〔人に関する事項〕</p> <p><u>4213</u> 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限</p>	<p><u>4213</u> 必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするよう、出入口及び飼養管理関連施</p>	<p>・飼養衛生管理基準は何を遵守すべきが明らかにするため、細部まで明示することが必要。(家畜衛生部会)</p>

	<p>設付近への看板の設置その他の必要な措置を講ずること。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、当該出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。</p>	
<p>4314 其他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置</p>	<p>4314 当日に他の畜産関係施設等及びいのしし等の野生動物に家畜伝染病の病原体の感染が確認されている大臣指定地域に立ち入った者（当該農場従事者、家畜防疫員、獣医師、家畜人工授精師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。）並びに過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を衛生管理区域に立ち入らせないようにすること。（その者が、シャワーの実施による身体の洗浄その他必要な措置を講じた上で、やむを得ず立ち入る場合を除く。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードを決めリスクを分析してリスクに応じたバイオセキュリティとすることが適当。（家畜衛生部会） ・発生地域も非発生地域も同様の基準で規制することが適当かどうか検討すべき。（家畜衛生部会） ・飼養衛生管理基準は平時における対応を基本とすべき。（家畜衛生部会） ・対象地域は簡潔な記載とすべき。（都道府県）
<p>4415 衛生管理区域に立ち入る者の消毒等</p>	<p>4415 衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒並びに靴の消毒をさせること。（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携行し、当該入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合及びその者に衛生管理区域専用の手袋を着用させる場合を除く。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養衛生管理基準は何を遵守すべきか明らかにするため、細部まで明示することが必要。（家畜衛生部会） ・洗浄・消毒措置について、交換できるものは交換し、消毒対応のものは事前の有機物除去の必要性を明示すべき。（小委員会）
<p>4516 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用</p>	<p>4516 衛生管理区域の専用の衣服（衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用する衛生的な衣服を含む。）及び靴（衛生管理区域に立ち入る際に着用している靴の上から</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養衛生管理基準は何を遵守すべきか明らかにするため、細部まで明示することが必要。（家畜衛生部会）

	<p>着用する衛生的なブーツカバーを含む。)を設置し、衛生管理区域に立ち入る者に対し、これらを着実に着用させること(その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、これらを着用する場合を除く。)。更衣を行う際に病原体が衛生管理区域に侵入することがないように、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管するとともに、かつ、更衣前後において利用する経路が交差しないよう一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。<u>衣服及び靴に排泄物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。</u></p>	<p>・洗浄・消毒措置について、交換できるものは交換し、消毒対応のものは事前の有機物除去の必要性を明示すべき。(小委員会)</p>
<p>〔物品に関する事項〕</p> <p><u>4617</u> 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等</p> <p><u>4718</u> 他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置</p> <p><u>4819</u> 海外で使用し</p>	<p><u>4617</u> 衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携行し、当該入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く。)。衛生管理区域に車両を入れる者に対し、当該農場専用のフロアマットの使用その他の方法により、車内における交差汚染を防止するための措置を講じさせること(衛生管理区域内で降車しない場合を除く。)</p> <p><u>4718</u> 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であって、<u>飼養する家畜に直接接触するものを衛生管理区域には、原則、衛生管理区域内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄又は、消毒その他の必要な措置を講ずるをすること。</u></p> <p><u>4819</u> 過去四月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理</p>	<p>・飼養衛生管理基準は何を遵守すべきか明らかにするため、細部まで明示することが必要。(家畜衛生部会)</p> <p>・工事関係者が入る際には、工具はできる限り農場のものを使用することが有効。(小委員会)</p> <p>・洗浄・消毒措置について、交換できるものは交換し、消毒対応のものは事前の有機物除去の必要性を明示すべき。(小委員会)</p>

<p>た衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置</p>	<p>区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。</p>	
<p>4920 飲用水の給与</p>	<p>4920 飼養する家畜に水道水等の飲用に適した水以外を給与する場合には、これを消毒すること。</p>	
<p>2021 処理済みの飼料の利用</p>	<p>2021 飼養する家畜に肉を扱う事業所等から排出された食品循環資源（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第二条第三項に規定する食品循環資源をいう。）を原材料とする飼料を給与する場合には、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づき適正に処理が行われたもの（攪拌しながら摂氏九十度以上で六十分間以上、摂氏百二十一度以上三気圧で十分間以上の加熱処理・加熱後の飼料が加熱前の原材料等により交差汚染しないよう措置が講じられている等）が行われたものを用いることとし、この処理が行われていないものは衛生管理区域内に持ち込まないこと。</p>	
<p>2122 安全な資材の利用</p>	<p>2122 いのしし等の野生動物に家畜伝染病の病原体の感染が確認されている大臣指定地域において収穫された飼料、敷料等を利用する場合は、家畜保健衛生所に助言を求め、指導に従うこと。</p>	<p>・対象地域を分かりやすい記載とすべき。（都道府県）</p>
<p>〔野生動物に関する事項〕 2223 衛生管理区域への野生動物の侵入防止</p>	<p>2223 野生いのししの生息地域に所在する農場においては、衛生管理区域に野生いのししが侵入しないよう防護柵の設置（いのししのくぐり抜けを防止できると認められるものに限る。放</p>	<p>・放牧場にはいのししとの接触を妨げるよう1 m間隔で二重柵を設置すること等が必要。（小委員会）</p>

	<p><u>牧場等の屋外飼育施設の場合には、二重柵等の野生いのししとの接触防止対策が講じられたものに限る。）</u> その他の必要な措置を講ずること。定期的に当該設備の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損個所を修繕すること。ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくすよう、防護柵周囲の除草その他の必要な措置を講ずること。</p>	
<p>〔家畜に関する事項〕 <u>2324</u> 家畜を導入する際の健康観察等</p>	<p><u>2324</u> 他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の農場等における疾病の発生状況、導入する家畜の健康状態の確認等により健康な家畜を導入すること。導入した家畜に家畜の伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにすること。</p>	
<p>Ⅲ 衛生管理区域の衛生状態の確保 〔人に関する事項〕 <u>2425</u> 畜舎に立ち入る者の消毒等 <u>2526</u> 畜舎ごと専用の衣服及び靴の設置及び使用</p>	<p><u>2425</u> 畜舎の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、畜舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒<u>並びに靴の消毒</u>をさせること。（その者に当該畜舎専用の手袋を着用させる場合を除く。）</p> <p><u>2526</u> 畜舎ごとの専用の衣服（<u>野生動物に家畜伝染病の病原体の感染が確認されている大臣指定地域に限る。</u>）及び靴を設置し、畜舎に入る者に対し、これらを着実に着用させること。<u>ただし、衣服又は靴が畜舎外において病原体に汚染する可能性がない状況で行う畜舎間の移動については、この限りでない。更</u></p>	<p>・洗浄・消毒措置について、交換できるものは交換し、消毒対応のものは事前の有機物除去の必要性を明示すべき。（小委員会）</p> <p>・対象地域は簡潔な記載とすべき。（都道府県）</p> <p>・畜舎の出入口での更衣について、離乳舎が複数配置されている場合など労働負担を配慮し、必要性を精査すべき。（都道府県）</p>

	<p>衣を行う際に病原体が畜舎に侵入することがないように、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管するとともに、かつ、更衣前後において利用する経路が交差しないよう一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。畜舎から家畜、堆肥等を搬出する際には、作業者の動線が畜舎の内外で交差しないよう、畜舎の内外で作業する者を分けること又は専用の靴の履き替えその他の必要な措置を講ずること。<u>衣服及び靴に排泄物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。</u></p>	<p>・洗浄・消毒措置について、交換できるものは交換し、消毒対応のものは事前の有機物除去の必要性を明示すべき。（小委員会）</p>
<p>〔物品に関する事項〕 <u>2627</u> 器具の定期的な清掃又は消毒等 <u>2728</u> 畜舎外での病原体による汚染防止</p>	<p><u>2627</u> 飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的にする。注射針、人工授精用器具その他体液が付着する物品を使用する際は、注射針にあっては少なくとも畜房ごとに、人工授精用器具その他の物品にあっては一頭ごとに交換又は消毒すること。</p> <p><u>2728</u> 家畜の飼養管理に必要なない物品を畜舎に持ち込まないこと。<u>いのしし等の野生動物に家畜伝染病の病原体の感染が確認されている大臣指定地域においては、家畜の畜舎間移動時に屋根及び壁により野生動物等による病原体の侵入を防止できる畜舎間通路、洗浄・消毒済みケージ・リフトの等を使用等を行う</u>とともに、畜舎に重機、一輪車等を持ち込む場合には、畜舎の出入口付近において洗浄及び消毒をすること。</p>	<p>・対象地域は簡潔な記載とすべき。（都道府県） ・畜舎間通路がある場合はケージ等を使用する必要はないことを明示すべき。（小委員会）</p>
<p>〔野生動物に関する事項〕 <u>2829</u> 野生動物の侵入防止のためのネット</p>	<p><u>2829</u> 野鳥等の野生動物の畜舎、飼料庫、堆肥舎、死体保管庫等への侵入を防止することができる防鳥ネット（網目の大きさ</p>	

<p>等の設置、点検及び修繕</p> <p><u>2930</u> 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止</p> <p><u>3031</u> ねずみ及び害虫の駆除</p>	<p>が二センチメートル以下のもの又はこれと同等の効果を有すると認められるものに限る。) その他の設備を設置するとともに、定期的に当該設備の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損個所を修繕すること。</p> <p><u>2930</u> 畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。</p> <p><u>3031</u> ねずみ、はえ等の衛生動物の駆除を行うために殺鼠剤及び殺虫剤の散布、粘着シートの設置その他の必要な措置を講ずるとともに、畜舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なくその破損個所を修繕すること。</p>	
<p>〔飼養環境に関する事項〕</p> <p><u>3132</u> 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒</p> <p><u>3233</u> 畜舎等施設の清掃及び消毒</p>	<p><u>3132</u> 衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくすとともに、一病原体の残存性を減弱させるため、不要な資材等の処分、除草等を行うとともに、資材、機材等を整理整頓し、<u>敷地を消石灰等により定期的に消毒を行う</u>こと。</p> <p><u>3233</u> 畜舎その他の衛生管理区域内にある施設の清掃及び消毒を3の規定によるマニュアルに基づき定期的にすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消石灰で消毒する対象が資材、機材等と読めてしまう。(都道府県) ・豚は飼養管理が複雑なため、ハード面だけではなくソフト面の対策が重要。ソフト面の穴を埋めるためには、従業員教育の徹底が必要。(家畜衛生部会)
<p>〔家畜に関する事項〕</p> <p><u>3334</u> 毎日の健康観</p>	<p><u>3334</u> 毎日、飼養する家畜の健康観察(家畜の健康状態の確認</p>	

<p>察</p>	<p>に加え、出生及び死亡の状況並びに異状の有無を含む。)を行うこと。</p>	
<p>IV 衛生管理区域からの 病原体の散逸予防 〔人に関する事項〕 3435 衛生管理区域から退出する者の消毒等</p>	<p>3435 衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒並びに靴の消毒をさせること。(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携行し、当該出口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く。)</p>	
<p>〔物品に関する事項〕 3536 衛生管理区域から退出する車両の消毒 3637 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等 〔家畜に関する事項〕 3738 家畜の出荷又は移動時の健康観察</p>	<p>3536 衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、車両を出す者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること。(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携行し、当該出口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く。)</p> <p>3637 家畜の排せつ物等の付着した又は付着したおそれのある物品を衛生管理区域から持ち出す場合には、<u>洗浄</u>、消毒その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>3738 家畜を出荷等により農場外へ移動させる場合には、移動の直前に当該家畜の健康状態を確認すること。また、家畜の死</p>	<p>・付着したおそれのある物品も消毒が必要。有機物が付着している物品は消毒前の洗浄が重要。(都道府県)</p> <p>・飼養衛生管理基準は何を遵守すべきが明らかにするため、細部まで明示することが必要。(家畜衛生部会)</p>

<p>3839 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止</p> <p>3940 特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止</p>	<p>体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにすること。</p> <p>3839 飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報すること。また、農場からの家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わないこと。必要がないにもかかわらず、衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域外に持ち出さないこと。</p> <p>3940 飼養する家畜に特定症状以外の異状であって、家畜の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合（その原因が家畜の伝染性疾病によるものでないことが明らかである場合を除く。）には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けるとともに、当該家畜が監視伝染病にかかっていないことが確認されるまでの間、農場からの家畜の出荷及び移動を行わないこと。当該家畜が監視伝染病にかかっていることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。また、飼養する家畜にその他の特定症状以外の異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。</p>	
---	---	--